

第2章 関税法、関税定率法等

【第1節 語句選択式】

第1 関税法

用語の定義

★第1問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.146)

- 「外国貨物」とは、(イ) 貨物及び外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により(ロ)で採捕された水産物を含む。)で輸入が許可される前のものをいう。
- 「内国貨物」とは、(ハ) 貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により(ロ)で採捕された水産物をいう。
- 「特殊船舶」とは、本邦と外国との間を往来する船舶のうち、外国貿易船以外のものをいい、(ニ) 並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船を除く。
- 「沿海通航船」とは、(ホ) 以外の船舶をいう。

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ① 外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込まれた | ③ 外国の軍艦 |
| ② 外国に向けて運送が開始された | ④ 外国の軍艦、遠洋漁業船 |
| ⑤ 外国の軍艦、自衛隊の船舶 | ⑦ 外国貿易船及び特殊船舶 |
| ⑥ 外国貿易船 | ⑧ 公海 |
| ⑨ 排他的経済水域 | ⑩ 本邦で生産された |
| ⑪ 本邦と外国との間を往来する船舶 | ⑫ 本邦にある |
| ⑬ 輸出の許可を受けた | ⑭ 輸入の許可を受けた |
| ⑮ 領海 | |

(21)

★第2問 次の記述は、関税法第2条に規定する用語の定義に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.146)

- 「輸入」とは、外国から本邦に到着した貨物(外国の船舶により(イ)で採捕された水産物を含む。)又は(ロ)を受けた貨物を本邦に((ハ)を経由するものについては、(ハ)を経て本邦に)引き取ることをいう。
- 「附帯税」とは、関税のうち延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び(ニ)をいう。
- 「開港」とは、貨物の輸出及び輸入並びに(ホ)の入港及び出港その他の事

情を勘案して政令で定める港をいう。

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| ① 沿海通航船 | ② 外国往来船 | ③ 外国貿易船 | ④ 公海 |
| ⑤ 指定保税地域 | ⑥ 重加算税 | ⑦ 接続水域 | ⑧ 不納付加算税 |
| ⑨ 保税蔵置場 | ⑩ 保税地域 | ⑪ 輸出の許可 | ⑫ 輸出の承認 |
| ⑬ 輸入の許可 | ⑭ 利子税 | ⑮ 領海 | |

(18)

関税の確定及び納付

★第3問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.146)

- 税関長は、賦課課税方式が適用される貨物に係る関税のうち、関税法の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税を賦課しようとするときは、その調査により、(イ) を決定することとされている。
- 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る関税につき、当該貨物の輸入の許可前にされた更正に係る更正通知書に記載された納付すべき税額については、当該更正通知書が(ロ)の翌日から起算して(ハ)を経過する日までに納付しなければならない。
- 過少申告加算税に係る(ニ)を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税を当該通知書が(ロ)の翌日から起算して(ハ)を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日との(ホ)までに納付しなければならない。

- | | | | |
|------------|-----------------|----------|-----------|
| ① 1月 | ② 3月 | ③ 10日 | ④ いずれか遅い日 |
| ⑤ いずれかの日 | ⑥ いずれか早い日 | ⑦ 加算通知書 | |
| ⑧ 課税標準及び税率 | ⑨ 課税標準及び納付すべき税額 | ⑩ 受領された日 | ⑪ 到達した日 |
| ⑫ 納税通知書 | ⑬ 納付すべき税額 | ⑭ 発せられた日 | ⑮ 賦課決定通知書 |

(15)

課税物件の確定の時期

★第4問 次の記述は、関税の課税物件の確定の時期に関するものであるが、() に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。(解答・P.146)

- 保税工場における保税作業による製品である外国貨物に対し、関税を課する場合の基礎となる当該貨物の性質及び数量は、当該貨物の原料である外国貨物につき、保税工場に置くことが承認された時又は(イ)における現況による。
- 保税蔵置場にある外国貨物で、亡失したものに対し、関税を課する場合の基